

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成26年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

藤岡市長 新 井 利 明

平成26年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成26年度藤岡市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表繰越明許費補正」による。

平成27年3月31日

藤岡市長 新井利明

第 1 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 変 更

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
1 公共下水道費	1 公共下水道費	公共下水道建設事業	55,200	公共下水道建設事業	148,018